

非常変災時の対応について

高島高等学校

県内全域または県内の特定の地域で、「特別警報」（種類は問わない）または「暴風を含む警報」（「大雨警報」は該当しない点に注意）が発令中の場合、また学校所在地域（高島市または近江西部）で「特別警報」が発令中の場合、下記のと通りの対応をしてください。

発令地域	発 令 警 報
県内全域または県内の特定の地域	すべての「特別警報」または「暴風を含む警報」（「大雨警報」などはあたらない）
学校所在地域（高島市または近江西部）	すべての「特別警報」

※ その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）や警戒情報が発令されている場合は通常通り授業を行います。但し、通学路や公共交通機関の状況により登校が著しく困難な場合や危険を伴う場合は無理をせず、学校に連絡の上自宅待機するなどして安全確保を優先してください。

記

	場 合	対 応
①	午前 6 時時点で発令されている場合	自宅で待機しなさい。
②	午前 6 時以降、午前 10 時までに解除された場合	午後 1 時 20 分より授業を行う。安全を確保して登校しなさい。
③	午前 10 時時点で発令されている場合	その日は臨時休業とする。自宅で学習しなさい。
④	登校中に発令された場合	速やかに帰宅し、自宅で待機しなさい。
⑤	警報解除後も、通学路の状況や公共交通機関の運行状況などにより登校が著しく困難な場合や危険を伴う場合	学校に連絡の上、自宅で待機しなさい。 公共交通機関の乱れ等のため、遅刻したり登校したりできない場合は「交通障害」の扱いで欠席にはならない。

以上